

◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

## 軽自動車・原動機付自転車などの手続き

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

### ■ 手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されるため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識(ナンバープレート)ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

### ■ 手続きに必要なもの

#### 【廃車手続きの場合】

印鑑・標識(ナンバープレート)・標識交付証明書

#### 【名義変更手続きの場合】

両者の印鑑・標識交付証明書

※すべての手続きについて、窓口へ来た人の身分証明書が必要です。

※必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なる

ります。必ず事前にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

#### ◆ 三・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 050-3816-1779

#### ◆ 二輪の軽自動車・小型自動車について

中部運輸局三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

#### ◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車について

課税課・各支所住民福祉課

### ≪ 減免申請書は毎年提出が必要です ≫

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(火)までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

※この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

【問い合わせ】 課税課

◆ 農園で作物を栽培・収穫しませんか

## 市民ふれあい農園利用者募集



【問い合わせ】 農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

市民ふれあい農園は、皆さんに自家用の野菜や花などの栽培を通じ、自然とふれあい、収穫の喜びを感じていただくための施設です。

また、健康づくりや家族のふれあいの場、農業者との交流の場としてご利用いただき、「農業」や「食」への関心と理解を深めていただくために開設しています。

この機会にふれあい農園で野菜作りに挑戦してみませんか。

#### 【ところ】

予野・青蓮寺開畑地内

#### 【募集区画】

小区画：211区画(50㎡/区画)

大区画：35区画(100㎡/区画)

※1人何区画でも利用できます。

#### 【利用料】

小区画：年間15,000円/区画

大区画：年間30,000円/区画



※使用期間が12カ月に満たない場合は月割り額になります。

※100㎡以上の区画利用で、面積に応じて割り引きがあります。

#### 【付帯施設】

○ログハウス<管理棟> ○トイレ

○ロッカー・シャワー(有料) ○農機具(一部有料)

#### 【利用期間】

契約月～平成29年3月31日(継続更新可)

※途中解約はできません。

#### 【申込先】

〒518-1152 伊賀市予野11440番地の2

明日が楽しみな里づくり委員会(農村ふれあいセンター内) ☎/FAX 39-1250

※後日、市と貸付契約を締結する必要があります。



◆ 税率の変更内容をご確認ください

# 平成 28 年度の軽自動車税率

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

## ■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

平成 27 年度地方税制改正に伴い、二輪車などに係る税率が引き上げられます。

車両種別		年税額 (円)	
		平成 27 年度 まで	平成 28 年度 以降
原動機付 自転車	50cc 以下	1,000	2,000
	90cc 以下	1,200	2,000
	125cc 以下	1,600	2,400
ミニカー		2,500	3,700
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600	2,400
	その他	4,700	5,900
二輪の 軽自動車	125cc 超～ 250cc 以下	2,400	3,600
二輪の 小型自動車	250cc 超	4,000	6,000

## ■三輪以上の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した車両と新規登録後 13 年経過した車両は、税率が変更されます。

車両種別	年税額 (円)		
	平成 27 年 3 月 31 日 以前の新規 登録車両	平成 27 年 4 月 1 日 以降の新規 登録車両	新規登録後 13 年 経過車両
三輪車	3,100	3,900	4,600
四輪乗用	営業用	5,500	6,900
	自家用	7,200	10,800
四輪貨物	営業用	3,000	3,800
	自家用	4,000	5,000
被けん引車	2,400	3,600	2,400

※「新規登録」とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたことをいいます。

## ■軽自動車税のグリーン化特例（税率の軽減）

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規登録した三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成 28 年度の税率が軽減されます。

車両種別	平成 28 年度の年税額 (円)		
	①新税率の 75%軽減	②新税率の 50%軽減	③新税率の 25%軽減
三輪車	1,000	2,000	3,000
四輪乗用	営業用	1,800	3,500
	自家用	2,700	5,400
四輪貨物	営業用	1,000	1,900
	自家用	1,300	2,500
被けん引車	—	—	—

①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車）

②四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車

③四輪乗用：★★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成車

四輪貨物：★★★★★かつ平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車

\*★★★★★…平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車

※②は、燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限る。

※燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。



◆ 「さるびの」「やぶっちゃん」の共通入浴券をお持ちの人へ

## 共通入浴券の使用期限

昨年、市で発行した「大山田温泉さるびの」と「島ヶ原温泉やぶっちゃん」の共通入浴券の使用期限は、3 月 14 日(月)です。

3 月 15 日(火)以降はご利用いただけませんので、まだ共通入浴券をお持ちの方は期限までにご利用ください。

※ご利用には入湯税（150 円）が別途必要です。

また、両施設ではさまざまなイベントを行っていま

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9620 FAX 22-9672

すので、ぜひお越しください。詳しくはお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

○ 共通入浴券について：総合政策課

○ イベントについて：

しまがはら郷づくり公社 ☎ 59-3939

大山田温泉福祉公社 ☎ 48-0268